

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○東京都環境影響評価条例による見解書(二件)……………

…(環境局総務部環境政策課)…

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等……………

告示

●東京都告示第六百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年五月七日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤

至

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
令和八年四月三日
東村山市秋津町二丁目十二番三十二の一
延長
一三・二四
幅員
六・〇〇

●東京都告示第六百五十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)京王重機整備北野工場建替計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

京王重機整備株式会社

代表取締役社長 寺田 雄一郎

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)京王重機整備北野工場建替計画

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市長沼町に位置する京王重機整備株式会社(北野工場)の鉄道車両の整備、保守、改造工事の工場)において、既存の当社工場及び同一敷地内にあり他所へ移転する東京特殊車体株式会社の工場(特殊車

両製造工場)を解体し、当社のみ新たな工場棟(第一工場、第二工場)を建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市長からの意見が二件あった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和八年五月七日から同月二十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 日野市環境共生部環境政策課

日野市神明一丁目十二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長*の意見の件数の内訳は、表1に示すとおりであり、都民からの意見書の提出はなかった。
事業段階関係市長の意見の内容及び事業者の見解は表2～3に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係市長の意見	2件*
合計	2件

*八王子市長及び日野市長の意見

表2 事業段階関係市長(八王子市)の意見

意見の内容	事業者の見解
<p>項目 環境全般</p> <p>事業の実施にあたり、環境に係る各法令を遵守し、環境保全措置を適切に講じられたい。また、地域住民や関係者からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るよう努められたい。</p>	<p>本事業の実施にあたり、環境に係る各法令を遵守することにより、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中的稼働を避けるとともに、工事車両の走行時間、規制速度を遵守するなどの環境保全措置について適切に講じ、周辺環境への負荷が極力小さくなるように配慮してまいります。また、地域住民や関係者からご意見、ご要望等がありましたら、誠意をもって対応するとともに、ご理解とご協力を得られるよう努めてまいります。</p>

表3 事業段階関係市長(日野市)の意見

意見の内容	事業者の見解
<p>項目 環境全般</p> <p>事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境保全の観点から、周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守することにより、環境保全の観点から、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中的稼働を避けるとともに、工事車両の走行時間、規制速度を遵守するなどの環境保全措置について適切に講じ、周辺環境への負荷が極力小さくなるように配慮してまいります。</p>

*事業段階関係市長とは、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年東京都条例第96号)第49条第1項の規定に基づき知事が定めた事業段階関係地域の市長(八王子市長及び日野市長)を指す。

●東京都告示第六百五十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合

代表理事 金沢 致吉

文京区後楽二丁目三番十号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、文京区後楽二丁目一番から三番までに位置する計画地に、事務所、住宅、店舗等を計画するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観・史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であつた。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和八年五月七日から同月二十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 文京区資源環境部環境政策課

文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビック

センター十七階

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区役所五階

エ

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について都民から2件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長（文京区、新宿区、千代田区）からの意見が3件提出された。
意見等の内訳は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	2
事業段階関係区長からの意見	3
合計	5

提出された意見書の全文を掲載し、これとともに、意見に対する事業者の見解を以下に示す。

1 都民の意見書及び事業者の見解

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
駅前	位置し河川に近接する当該再開発エリアは、過去に氾濫履歴があり、近年の異常気象を踏まえると水害リスクが懸念されます。超高層化や舗装面積の増加により雨水流出負荷が高まる可能性があるため、どの程度の降雨量を想定した整備がなされるのかを明確にした上で、緑地の保水・浸透機能や河川環境の保全を活かした水害対策を講じることを要望します。	本事業では、神田川の氾濫を想定した最大浸水深さ（想定しうる最大規模の降雨である総雨量 690mm・時間最大雨量 153mm を基としたシミュレーション(出典：文京区水害ハザードマップ(文京区))）よりも高い位置に、歩行者デッキや広場、一時滞在施設等を整備し、水害時の避難動線や退避場所を確保する計画としています。加えて、工事完了後における地表面流出量を抑制するために、「土木部管理課手引き 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要領」に基づき、必要な抑制対策量を確保した雨水流出抑制施設を設置します。なお、施設等の詳細は、引き続き関係機関と協議しながら、検討を進めてまいります。 また、地上部に緑地を整備します（p.22、図 3.2-10 参照）。これらにより、雨水を浸透・貯留させ、都市型水害の軽減・防止を図ります。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
景観への影響	1. 景観への影響に関する意見 本計画は、周辺景観に著しい変化と圧迫感をもたらす懸念があります。評価書案によれば、敷地東側（小石川後樂園・小石川運動場側）を低層ゾーンとし、西側（目白通り・神田川側）に高層部を配置することで「都心の高度利用と歴史・自然景観との調和」を図るとされています。しかし、高さ170m級の建物が生み出す圧迫感には極めて大きく、周辺住民や通行者が受ける不快感は軽視できません。平成17年度環境省請負調査報告書「景観に関する環境影響評価の今後のあり方」によると、周辺居住者が視覚を通して建築物の外壁面の大きさから受ける不快感は「迫ってくる」ことが多いとあります。本計画により、周辺住民の許容を著しく上回る恐れがあり、評価書案でも具体的な緩和策が十分に示されていません。	計画地の敷地境界付近において、圧迫感の予測を行っております（評価書案 p.321～325 参照）。形態率は、No.1 で現況 32.82%から建設後 37.70%、No.2 で現況 39.18%から建設後 39.80%、No.3 で現況 74.36%から建設後 76.47%、No.4 で現況 30.50%から建設後 30.38%となり、各地点とも著しい変化はありませんが、増加する地点と減少する地点があります。 計画建築物の壁面は、敷地境界から4～10m後退させ、敷地外周に歩道状空地を設けるほか、計画地内には、広場等のオープンスペースを整備し、中高木による緑化を行うことにより、圧迫感の低減に努めます（評価書案 p.327 参照）。また、計画建築物の壁面については、頂部のセットバックや分節化等の配慮を行います。
景観	また、当建築物における影響は文京区内にとどまらず、隣接する新宿区や千代田区においても懸念されます。したがって、文京区のみならず新宿区・千代田区を含む三区の住民に対して対応することが不可欠です。つきましては、今後の事業実施段階においても関係三区による連携を前提とした住民対応が確実に行われるよう、強く求めます。	景観については、「東京都景観条例」「文京区景観計画」に基づき、東京都景観審議会計画部会、文京区景観アドバイザー会議の附議も含めた事前協議を行いました。引き続き、景観行政団体である文京区と協議を行います。計画建築物は、「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観計画」、「文京区景観計画」等に適合させるとともに、「千代田区景観まちづくり計画」、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」も含め関係各区の景観計画等も参照し、周辺の建築物との調和を図ります。
その他	最後に、当地区は小石川後樂園および神楽坂という都内でも有数の歴史と文化が息づく地域です。現在は都内各地で再開発が進み、景観の没個性化が加速しています。そんな中だからこそ360度見回しても景観が阻害されない街づくりを行う意義は大きいと考えます。	
意見の内容	以上より、本計画による景観上の圧迫感・眺望阻害の悪化について、評価書案の内容は不十分であり、より具体的な検討・対策の提示を求めます。	
項目	意見の内容	事業者の見解
2. 公開情報に関する要望	2. 公開情報に関する要望 評価書案では専門的な内容が多く、地域住民にとって理解が難しい部分も散見されます。これでは地域住民による意見の提出機会が失われ、正しい判断ができず都市計画が進行する可能性があります。今後縦覧される資料においては、平易な言葉で具体的なデータを示しながらの説明を求めます。	環境影響評価書案は、「東京都環境影響評価条例」及び「東京都環境影響評価技術指針」に基づき作成いたしました。環境影響評価書については、環境影響評価書案の内容や表現を更に工夫するとともに、補足説明等を追加し、誰もが理解しやすいものとなるよう努めてまいります。
引用	平成17年度環境省請負調査報告書「景観に関する環境影響評価の今後のあり方」 https://assess.env.go.jp/files/0_dlv/service/0111_01/M17-02.pdf	

2 事業段階関係区長の見解及び事業者の見解

表3(1) 文京区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	
	事業者の見解	大気汚染
項目	<p>建設作業による騒音・振動の各レベルは、評価書案では制音基準値を下回っているが、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を避けるため、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に検討し、騒音・振動の低減に努めること。また、作業スケジュールの周知をこまめに行う。近隣住民へ配慮されたい。特に、コンクリートの打設時の動力エンジンの運転や合図の頻繁なクラクションの使用等、作業時に発生する騒音の影響の低減に努めていただきたい。</p>	<p>計画地内の既設建築物の解体に際しては、石含有建材の使用状況について調査・確認を行い、使用が確認された場合には関係法令に基づき適切に処理等を行います。工事車両の過積載の防止、アイドリングの厳守を徹底することにより、工事車両の走行による周辺環境への影響を低減に努めます。また、朝礼や工程会議等の場で待機車両等の迷惑駐車等の防止も含めて工事車両の運転者に対し周知を行い、対策の徹底を図ります。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>土壌汚染が確認された場合は、関係法令等を遵守し、処理されたい。</p>	<p>土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで汚染拡散防止措置を実施するとともに、その実施内容を明らかにします。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>引き続き、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージ工法等の対策を行う等、対策されたい。</p>	<p>工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の低下が確認された場合には、工事の内容、地下水位の変動及び降雨状況等を踏まえ、その原因を究明します。地下水位の低下が工事起因であると判断された場合には、リチャージ工法等により、速やかに対応策を講じます。</p>

表3(2) 文京区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	
	事業者の見解	水循環
項目	<p>引き続き、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工し、地盤沈下が生じないよう地下水位の変動等の対策を講じていただきます。また、緑化・ヒートアイランド現象の緩和の効果を期待する観点から、交流広場に「雨庭」を設けるなどの配慮に努められたい。</p>	<p>工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の低下が確認された場合には、工事の内容、地下水位の変動及び降雨状況等を踏まえ、その原因を究明します。地下水位の低下が工事起因であると判断された場合には、リチャージ工法等により、速やかに対応策を講じます。また、本事業では、広場等の緑化の推進により、ヒートアイランド現象の抑制に資する計画です。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>評価書案のとおり対応されたい。</p>	<p>評価書案のとおり、環境保全のための措置を実施します。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>評価書案のとおり対応されたい。</p>	<p>評価書案のとおり、環境保全のための措置を実施します。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>引き続き、計画地周辺地域の風環境の変化に注視し、風環境が悪化しないよう、適切な措置を講じられたい。</p>	<p>工事の完了後に風環境の状況を調査します。調査の結果、予測結果よりも風環境が著しく悪化した場合は、防風柵や防風パネル等の追加対策を講じ、風環境の影響の低減に努めます。</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>景観</p>
項目	<p>評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」と周辺地域の景観特性との調和に配慮し、美しいまちなみの形成に努められたい。</p>	<p>計画地内には広場及びオープンスペースを整備し、中高木による緑化を行う（評価書案p.327参照）ことにより、圧迫感の低減に努めます。景観については引き続き、景観行政団体である文京区と協議を行います。計画建築物は、「東京都景観条例」に基づき大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観計画」、「文京区景観計画」等に適合させるとともに、「千代田区景観まちづくり計画」、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」も各関係各区の景観計画も参照し、周辺の建築物との調和を図ります。史跡・文化財</p>
項目	<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に文京区教育委員会に確認を行う対応をし、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、文京区教育委員会へ遅滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処されたい。</p>	<p>埋蔵文化財については、東京都教育委員会、文京区教育委員会などの関係機関と今後とも協議を行いながら、文化財保護法に基づき適切な措置を講じてまいります。</p>

表3(3) 文京区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	自然との触れ合い活動の場	事業者の見解 評価書案のとおり、環境保全のための措置を実施します。
項目	意見の内容	事業者の見解 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に基づき、積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては、適切に処理を行う計画です。 工事の完了後に発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する計画です。
項目	意見の内容 意見の内容 施工後において、工事事業者や居住者等が各関係法令等を遵守しながら、廃棄物の処理を適切に努められたい。	事業者の見解 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する計画です。
項目	意見の内容 意見の内容 文京区では、2050年ゼロカーボン社会を目指す、令和7年3月に「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を見直した。当該計画において、2030年度までに区全体として二酸化炭素排出量を2013年度比で56%削減することを目標としている。そのため、計画している建築物については、再エネ電力活用、太陽光発電設備導入、蓄電池活用等を積極的に進め、温室効果ガスのさらなる発生抑制に努め、可能な限りZEB化を進めていきたい。	事業者の見解 本事業では、設備システムの高効率化等により、建物全体でBE10.6の達成を目標とする計画です。また、太陽光エネルギーの利用についても積極的な活用を検討します。現時点でZEB化については未定ですが、今後の事業の進捗状況に応じて検討してまいります。
項目	意見の内容 意見の内容 工事施工にあたっては、無理な計画や工程を組まず、十分な作業手順を検討し、周辺区域へ不安を与えないよう安全の配慮を行っていただきたい。 また、工事関係者による喫煙に伴う吸カラのポイ捨て防止、路上喫煙禁止の徹底にも努められたい。	事業者の見解 工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めるほか、工事車両の走行が一時的に集中しないように作業の平準化に努めます。また、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事の内容を十分検討します。 工事の実施に当たっては、工事期間等について事前に十分な近隣説明を行う計画です。また、工事現場内は原則全面禁煙とし、休憩時に喫煙する場合は敷地内に定める喫煙スペースに限定するほか、工事現場周辺の路上喫煙の禁止を徹底してまいります。
項目	その他	事業者の見解

表4 新宿区長からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	景観	事業者の見解 景観については引き続き、景観行政団体である文京区と協議を行います。計画建築物は、「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観計画」、「文京区景観計画」等に適合させるとともに、「千代田区景観まちづくり計画」、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」も含め関係各区の景観計画等も参照し、周辺の建築物との調和を図ります。
項目	意見の内容 計画地は、風情ある江戸情緒を残すまちなみをもつ新宿区地域の北東側に隣接している。「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」では、広域的な景観の形成において、隣接区と連携しながら、良好な景観の保全・創出を図ることとしている。今後事業を進めるにあたっては、より良好な景観形成が図られるよう配慮して計画されたい。	事業者の見解 工事を使用する建設機械は、可能な限り、第3次基準適合型等の最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、良質な燃料を使用することにより、建設機械の稼働による周辺環境への影響の低減に努めます。 工事の実施に当たっては、工事工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように作業の平準化をし、建設機械の効率的稼働に努めます。

表5 千代田区長からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	大気汚染	事業者の見解 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の排出等による大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用等、対策を徹底された。
項目	意見の内容 工事車両の走行に伴う道路交通騒音を軽減し、環境基準を達成するため、周辺の交通状況に合わせて適宜走行ルートを見直す、アイドリソングストロップを励行する等、対策を徹底された。	事業者の見解 工事車両の走行ルートは、所轄警察署等と協議の上、適切に検討してまいります。 工事車両の安全運転の励行、急発進・急停止の厳禁、アイドリソングストロップの厳守を徹底することにより、工事車両の走行による周辺環境への影響の低減に努めます。また、朝礼や工程会議等の場で工事車両の運転者に対し周知を行い、対策の徹底を図ります。 工事の実施に当たっては、工事工程の検討・調整により、工事車両の走行が一時的に集中しないように作業の平準化に努めます。 また、工事車両出入口に交通誘導員を配置し、適切な誘導を行う等、出入口付近での交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努めます。
項目	意見の内容 地上デジタル放送、衛星放送共に直接の遮蔽範囲は千代田区に掛からないが、反射等による影響は予測し難く、テレビ電波障害に係る影響についての問い合わせ等があった場合は当事者間で解決していただくこととなるため真摯な対応を要望する。	事業者の見解 本計画建築物によるテレビ電波障害が明らかとなった場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な対策を講じます。 今後、テレビ電波障害に関する住民の方々からの問い合わせに対して、窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第五号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、西部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和八年五月七日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

一 供用及び処理開 始年月日 令和八年五月十五日

二 下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 板橋区新河岸三丁目一番一号 新河岸水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

全部告示区域

練馬区 大泉町二丁目 九番

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

